海川障害等等。 障害児海州等当

在宅の重度障害児・重複障害のある重度障害者の方が対象の手当です。

『特別障害者手当』

在宅の重度障害者(20歳以上)に対する手当

対象者

著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上の在宅の方



- ※施設に入所されている方、病院、老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院されている方は 対象になりません。
- ※本人、配偶者又は扶養義務者の前年所得により支給対象とならない場合があります。

障害の程度

- ア 下表の1~7までの障害、病状が2つ以上あるもの。
- イ 下表1~7までの障害、病状が1つあり、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障害が 2つあり、あわせて3つの障害があるもの。
- ウ 下表3~5までの障害が1つあり、それが特に重要であるため、日常生活動作能力の 評価が、極めて重度であると認められるもの。
- エ 下表6~7の病状または精神の障害が1つあり、絶対安静または精神の障害の場合、 日常生活能力の評価が極めて重度と認められるもの。

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第2(第1条関係)〕

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢の足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を 有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする 病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



『障害児福祉手当』

在宅の重度障害児(20歳未満)に対する手当

対象者

重度障害のため、日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方

- ※障害児入所施設等に入所されている方、障害を支給事由とする公的年金を受給されている方は 対象になりません。
- ※本人、配偶者又は扶養義務者の前年所得により支給対象とならない場合があります。

障害の程度

[特別児童扶養手当等の支給に関する法律令 別表第1(第1条関係)]

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前 各号と同程度以上と認められる程度のもの

◆手当の支給◆

認定されると申請された月の翌月分から支給されます。 毎年2月、5月、8月、11月に前月分までを、受給者本人名義の口座に振り込みます。

◆申請に必要なもの◆

- 1 認定請求書、診断書、所得状況届(用紙は市町の障害福祉担当課にあります)
- 2 年金証書等(写し)
- 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- 4 銀行、農協などの預金通帳(受給者本人名義のもの)
- 5 住民票謄本、戸籍記載事項証明
- 6 印鑑

[受付窓口]

受給者がお住まいの市町の障害福祉担当課へお問い合わせください。



